

中国帰国者 2 世・3 世の日本への移住と就労

黄 英蓮

依光 正哲

1. はじめに

現在の拡大し続ける国際人口移動はその動機と形態において多様であり、国際人口移動に伴って発生する問題も多岐にわたる。井口は 1980 年代以降の国際的な人の移動を「労働力」移動に限定することは実務上意味をなさないとし、国際的な人の移動を概念的に以下の 3 つを含めて考察すべきだと主張している¹。即ち、第 1 は、経済・社会の発展のために移民を受け入れる国へ永住する目的で人が移動する場合である。この移民の流れから、「離散家族の統合」を目的とした移動や外国に定住して数世代経過した後に、かつての母国に帰還する「帰還移民」の現象などが派生する。第 2 は、国家間の戦争、地域的な紛争、人権の侵害などを背景として、国際法あるいは各国法によって「難民²」と位置づけられる者の移動である。近年では、民族対立に伴って発生する避難民と、厳密な意味での「難民」を区別することが難しくなっている。第 3 は、企業活動の国際展開に伴う労働者の国際移動やより高い賃金・生活水準を求めての人々の国際移動などである。

他方、森田は、世界的規模での資本蓄積を議論の中核にすえて、労働力移動に視点を絞ることを提唱する³。現代の国際人口移動の特徴は労働力移動の比重が大きいことである。森田によれば、第二次世界大戦後の世界経済における最も重要な特徴の一つは、二重の意味での労働市場の国際化を通じて—すなわち、多国籍企業に体现される資本の国際化の進展及び労働力移動のグローバルな展開によって—「世界労働市場」が形成された点にあり、その重層的階層構造を分析する上で、国際労働力移動の研究がきわめて重要な意義を持っている。纯粹には「労働力」でない人口（配偶者た子ども、政治難民など）もいずれ受け入れ国において労働市場に参入する可能性が極めて高いと考え、さまざまな形態での国際的な人口移動を視野に入れながら、国際労働力移動を中心とした分析を行うことを提唱している。

最近の外国人労働者の来日動機として、「黄金の国、ジパング神話」が指摘されている。日本の経済活動の拡大に伴って、貿易や直接投資などを通じて、日本の存在、プレゼンスが次第に先進諸国のみならず、発展途上国にも広がっていく。例えば、1990 年の時点

¹ 井口泰著（1997）『国際的な人の移動と労働市場 - 経済のグローバル化の影響 - 』日本労働研究機構、202 - 203 頁。

² 難民の定義は、国際法上は 1951 年のジュネーブ条約によって与えられ、これは 1962 年のニューヨークの議定書によって拡大された。すなわち、同条約を批准した国々は、政治的または宗教的な迫害の恐れの有無を審査し、それが存在する場合には難民として保護する義務を負うことになる。

³ 森田桐郎編著（1994）『国際労働移動と外国人労働者』同文館、4 - 5 頁。

でアジア諸国の人口・所得・国土面積などを比較した次の表によれば、アジア内部では国家間の経済格差が極めて大きく、日本の豊かさを目指した人の流れを容易に想定することが出来る。しかし、経済格差だけで人の流れを説明することは出来ない。田嶋は、1980年代中期以降のアジア系移住者の来日という社会現象は、より広範な社会変動との関連、アジア諸地域と日本社会との都市間ネットワークの形成プロセスとして把握することが必要であると主張している⁴。

表 日本とアジア近隣諸国との人口・所得・国土面積の比較（1990年）

国名	人口		一人あたり国民所得		国土面積 1000 k m ²
	100万	日本 = 100	ドル	日本 = 100	
日本	123.5	100.0	25,430	100.0	378
バングラデシュ	100.7	81.5	210	0.8	144
中国	1,133.7	918.0	370	1.5	9,561
インド	849.5	687.9	350	1.4	3,288
インドネシア	178.2	144.3	570	2.2	1,905
パキスタン	112.4	91.0	380	1.5	796
フィリピン	61.5	49.8	730	2.9	300
スリランカ	17.0	13.8	470	1.8	66
タイ	55.8	45.2	1,420	5.6	513

（出典）World Bank、World Development Report（後藤純一、1993、『外国人労働者と日本経済』有斐閣、65頁）

経済のグローバル化の過程で形成されたアジア諸地域との経済的なリンクは、大きな人の流れを作り出している。中国残留邦人を数多く抱える中国東北地方なども同様に、1980年代以降日本との結び付きを強めている。確かに、中国の「改革・開放」以降、テレビ等のメディアや留学生、日本人旅行者、ビジネスマン、中国に進出した日系企業などによって、中国には日本社会の物質的豊かさに関する多くの情報がもたらされている。また、日本に永住帰国した残留邦人が里帰りする時は、たくさんのお土産を持ち帰り、彼らの手紙には日本の物質的豊かさなどいいところを書き連ねている。このような積み重ねが経済大国日本への憧れを助長しており、特に若い世代に与える影響が強いことと推測される。残留婦人や残留孤児が帰国の際に随伴したり呼び寄せたりする二世・三世及び中国人配偶者等の場合には、彼/彼女らの来日の決意に、経済発展を遂げた日本への憧れや、中国国内での出国熱が影響しているものと思われる。

残留邦人の中国人配偶者や2世・3世は日本語が分からないし、彼らにとって日本は外

⁴ 田嶋淳子著（1998）『世界都市・東京のアジア系移住者』学文社、14頁

国である。それにもかかわらず、多くの人々は日本への移住を決断する。彼らは日本の方が物質的に豊かであり、その点では日本に来てよかったと語っている。とにかく「日本に行けばもっといい生活ができる」ということを信じ、日本での生活に夢を託して来日している人が多い。

1978年以降中国は国内の労働市場の開放政策にともなって、本格的に「労働力輸出」に乗り出した⁵。その一環として日本への「研修生」派遣を行い、中国は日本への「研修生」の派遣業務を拡大し、日本が受入れる研修生は急増した⁶。2世・3世の中にも「研修生」として来日した経験をもっている者がいた。「...日本の不景気なんか、一時的なものだろう。だって、今の窮状の中で今日まで生きられたのは、四番目の弟が日本に出稼ぎに行ったお陰なんだ。彼は毎月私たち兄弟に1~2万の日本円を送ってくれた。それは、私たち全員の年収にも相当する額だ。弟は黒龍江省軽工業庁から“技術研修”という名目で日本に送られたんだ。...日本は不況で仕事がないというけれど、あの時は60人余をいっぺんに受け入れたんだよ。いくら日本の仕事がつい、汚い、給料は安いといったって、私たちの野良仕事に比べたらたいしたことはない...」⁷。

2世・3世は中国で貧困な時代から変革の時代までを経験している。1980年代に本格的に進められた「改革・開放」は中国の社会に深刻な変化をもたらし、貧富の格差が顕著となり、そのことを人々は認識するようになった。また、これまでになかった大規模な国内労働力移動が見られるようになり、さらに国外移動すら可能となるに至った。このような社会的変化を背景として、2世・3世が日本への移住を決意するようになったと考えられる。

我々はDiscussion Paper No.130⁸において、中国帰国者2世・3世の定義、彼/彼女らの帰国の経緯、および中国帰国者子女の受入れ体制などを論じた。ここで簡潔に制度面をサーベイしておくこととする。

中国帰国者2世・3世とは、中国残留日本人孤児や残留日本婦人等の子どもや孫のことを指す。日本への帰国に際して援護を受ける対象者となっているのは、中国残留孤児、中国残留婦人等、そして20歳以下の子ども、及び未婚の子、一部成年の子である。大多数の帰国者の家族は日本国の援護施策の対象とはならず、自立指導員、ボランティア団体の援助を受けながら日本に定着し、自立を指向している。

2世・3世の年齢は、少年少女から中年まで幅広い年齢層からなっている。本稿では、就労能力のある2世・3世及びその中国人配偶者を取り上げ、彼/彼女らの生活がいかに

⁵ 中国政府は「労働力輸出」という表現を使用しているのであるが、この表現は、国際労働市場や外国人労働者問題を扱う場合、極めて問題の多い表現である。即ち、労働力が他の生産要素とは異なる性質のものであるという視点からは、受入れ難い表現である。

⁶ 法務省「出入国管理統計年報」より。

⁷ 班忠義著(1997)『近くて遠い祖国』ゆまに書房、60頁。

⁸ 黄英蓮・依光正哲「『中国帰国者』2世・3世の教育に関する現状と課題」Discussion Paper No.130、Dec. 2002.

変化し、日本における就労、生活課題が何であるかを解明する。

研究方法としては、中国帰国者2世・3世に対するヒアリング調査および中国帰国者への支援者、雇用企業の責任者等への聞き取り調査を実施した。本稿はこの調査によって収集したデータをベースに2世・3世の就労問題を考察している。

中国帰国者に関する研究の蓄積は、ほかのエスニック集団に関する研究に比して、それほど多くない。中国帰国者に関する研究は2つに大別することが可能である。1つは、戦前の開拓生活、終戦直前直後の逃避行、残留邦人の生じた背景、などに関することを主力とするものであり、残留邦人本人や歴史学者・ジャーナリストによる手記、自叙伝、ドキュメンタリーなどである。もう1つは、残留孤児や残留婦人及びその2世・3世のアイデンティティをめぐる研究である。たとえば、残留婦人は中国社会では「日本人」として暮らしてきたにもかかわらず、帰国した日本では「中国から帰国した日本人」とみなされ、「日本人」一般としては認められないケースが多い。また、残留孤児は長年生活した中国では「日本人の子供」とみなされてきたが、帰国した日本においては「中国人」とみなされ、「日本人」と認めてもらえない。従って、帰国者2世・3世は日本と中国という二つの国のはざままで揺れながら、自分を「日本人」と見るのか「中国人」と見るのかが分裂する複雑なアイデンティティをもっている。

中国帰国者が抱える問題にはアイデンティティの問題だけでなく、日本語習得の問題がある。中国帰国者に対して日本語・日本事情がどのように教育されているのかを研究したものは、中国帰国者研究全般の中でも数が多く、しかも重要な位置づけを示していると思われる。中高年を対象とする日本語教育は、異文化適応教育、生涯学習という特色をもっている一方、日本社会での生活に適応することを目指して、日本語の指導と生活習慣の指導が一体化され、サバイバルな性格が色濃い。中国帰国者の児童生徒に対する日本語教育は、当初はインターナショナル・スクール等において小規模で行われていたが、インドシナ難民や日系南米人の子供たちが公立の小中学校に入学するようになり、この子どもたちに対する日本語教育の必要性が主張され、研究がなされるようになることによって、中国帰国者の子どもたちの問題も一緒に取り上げられるようになった。

中国帰国者2世・3世の就労問題を扱った研究は少ない。筑波大学社会学研究室による調査(筑波大学社会学研究室編『中国帰国者二世・三世 - 中国と日本のはざままで - 』以下、筑波大学調査と略す)は首都圏に住む2世・3世の青年層を対象とし、日本語学習の現状、就職や転職の実態、居住と定着の関係、生活保護の受給と自立の程度の関係、家族・親戚との付き合いの状況、アイデンティティなどの項目について、アンケート調査を実施している。2世・3世の概況を理解する上での基礎的な資料となる先駆的研究成果ということができる。さらに、職業教育の視点から2世・3世の就労問題を扱った論文では、2世・3世が日本で自立する上で大きな障害となっていることとして、彼/彼女らが中国で培った技能・技術を日本で生かすことができないこと日本のシステムを指摘し、このことが生活者として日本で生きる生き方に影響を及ぼし、2世・3世を日本社会の底辺に位置づけ

るシステムとなる恐れがあると指摘している。

以上のような先行研究を踏まえながら 2 世・3 世に焦点をあて、国際労働力移動の中でどのように位置づけるかについて考察したい。

2 . 中国帰国者 2 世・3 世とは

前述の如く、中国帰国者とは、中国在留孤児や残留婦人等及びその家族のことを指す。中国残留邦人とは、1945年8月、ソ連の対日参戦と第二次世界大戦終戦の混乱のために、当時中国東北部（満州）に居住していた日本人（男性は現地召集されていたため、多くは残されていた女性や子ども達）は逃避行を余儀なくされ、その混乱の中で親や子どもと生き別れ、または死別したりして中国に残留せざるを得なかった人々であり、いわゆる中国残留孤児、中国残留婦人等と呼ばれる人たちである。1972年日中間の国交が回復してから9年後の1981年に中国残留日本人孤児の「肉親探し」が始まった。その模様はマスコミなどで報道され、日本中の多くの人たちが彼らの「肉親との再会」に、また彼らが生きてきた「中国残留」という人生の生々しい物語に感動の涙を流した。終戦直後の集団引揚げから大幅に遅れて、彼らは家族を伴って「祖国への帰国」を果たしたのである。

中国残留邦人の家族というのは、中国残留孤児、中国残留婦人と血縁関係にある 2 世・3 世及びそれぞれの中国人配偶者を指している。本稿では、便宜上、中国帰国者 2 世・3 世、あるいは 2 世・3 世と呼称することとする。

日本への「帰国」をめぐる事情には個々人にそれぞれ複雑なものがある。中国残留婦人は、日本人としてのアイデンティティが強く、肉親や故郷への思いが深く、「祖国への帰国」を常に望んでいたと思われる。いわば、終戦時の集団引揚げをようやく果たしたことになる。中国残留日本人孤児の場合は、同じく終戦時の集団引揚げを果たすことになるのであるが、中国残留日本人孤児は中国で育てられ、中国人としての文化意識が強く、日本への帰国は「祖国への帰国」であるかも知れないが、実際には「外国への移住」ともいえるであろう。

2 世・3 世は中国で生まれ育ち、日本に来るまで中国国民として生きてきた。日本人としての血統をもっているが、文化的には中国的なものがベースになっている。この 2 世・3 世が日本で生活するとなると、「言葉の壁」や両国間の文化や生活習慣の違いなど、一般の移民集団が経験するような様々な生活課題に直面することとなる。

1990年の改正入管法により「定住者」という、日本での滞在や活動に制限のない在留資格が日系南米人や中国帰国者 2 世・3 世に与えられることになった。それまでは中国残留婦人や中国残留孤児本人の付き添いや呼び寄せによってしか来日できなかった 2 世・3 世が、「日系人」であることを証明できれば単独で来日できるようになり、中国帰国者 2 世・3 世の来日が急増した。この動きに付随して、1997年には中国帰国者 2 世・3 世

やその配偶者を装って日本に入国しようとした「偽装日系中国人事件⁹」が発生するなど、中国帰国者2世・3世は、日本社会の注目を浴びるエスニック集団となった。

2世の国籍を見ると、中国国籍で「定住者」ビザをもっている人がいれば、日本に来て日本国籍を取得している人がいるなど複雑である。帰国者1世が日本人男性の場合、2世は父系優先血統主義（旧国籍法1条）によって、出生の時期にかかわらず、日本国籍を取得できる。1世が日本人女性の場合、国籍の問題はやや複雑になる。もし2世が「満州国」崩壊から中華人民共和国成立までの間に生まれていれば、日本人女性の婚外子としてみなされる場合が多々あり、「父の知れない子」（旧国籍法3条、現国籍法2条3号）として日本国籍を取得する場合もある。中華人民共和国成立後に生まれた2世については、1985年以降に生まれたか、それ以前に生まれたかによって日本国籍の取得方法が異なる。1985年以降の生まれであれば「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1980年7月）の批准にあわせて発効した改正国籍法（＝出生による国籍取得について父系血統主義を廃し、父母両系血統主義を採用）により、母（＝日本）の国籍が取得できる¹⁰。下記の特例を見ても分かるが、1965年～1984年の間に生まれた2世は母の国籍が継承できるが、この場合は日本に来て3ヶ月以内に届出をし、届出の日から日本国民となる。

「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」（1984年法律第45号）国籍取得の特例を見てみる。

第5条（1）1965（昭和40）年1月1日からこの法律の施行の日（以下、施行日という）の前日（1984年12月31日）までに生まれた者（日本国民であった者を除く）で、その出生の時に母が日本国民であった時、現に母が日本国民であるとき、またはその死亡のとき母が日本国民であったときは、施行日（1985年1月1日）から3年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。（2）第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、それをすることができるに至ったときから3ヶ月とする。（3）第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

⁹ 日本人の子どもや孫であるとして「日系中国人」と偽って「不法入国」してきた中国人が摘発され強制収容された「出入国管理及び難民認定法」違反に関わる事件であった。1997年大阪入国管理局によって、全国で初めて「偽装日系中国人」が摘発された。入管法の改正以降、法務省は残留婦人、残留孤児の子や孫を含めて「日系中国人」と呼んでいる。蘭信三「偽装日系中国人事件」とは何か - 中国帰国者援護政策と入管法の交錯点 - 』駒井洋編（2002）『国際化の中の移民政策の課題（講座 グローバル化する日本と移民問題）第 期 第一巻』明石書店、254頁。

¹⁰ 鍛冶致「中国残留邦人の形成の受け入れについて - 選別あるいは選抜という視点から - 』梶田孝道（研究代表者）（2001）『国際移動の新動向と外国人政策の課題 - 各国における現状と取り組み - 』283頁。

法務省入国管理局の在留資格別の統計を見ると、2000年末現在在日中国人のうち、「日本人の配偶者等」「定住者」の人数は8万7千人を超えている¹¹。このうち多くの部分を二世・三世が占めている。そのほか、すでに日本国籍を取得している人の数¹²を合わせると9万人を超えることが推計される¹³。

3 中国帰国者二世・三世の日本への移住

3 - 1 日本の受け入れ政策

仮に2世・3世が来日を希望していたとしても、受け入れ側としての日本の受け入れ政策が存在しない限り、容易に来日することはできない。中国帰国者の場合は、戦前の満蒙開拓の歴史的経緯との関連があるため、出入国管理体制の中では特別の扱いを受けており、普通の国際労働力移動とは異なる受け入れ体制となっている。

中国帰国者家族の来日は日系南米人の「デカセギ¹⁴」と比べても異なる点が多いのであるが、日系南米人との共通点もみられる。その共通点とは、日本の「血統主義」の伝統から同じような扱いを受けていることである。中国帰国者家族および日系南米人の日本への帰還は、血統主義による入国管理政策により促進され、移民の子孫の帰国に対しては、活動に制限のない在留資格を付与することで、彼らを優遇するということになる。

(1) 戦前における日本人の「満州」移住と中国残留邦人の帰国経緯

中国東北部（満州）への日本の進出は、日清戦争（1894～1895年）での日本の勝利により始まる。その後日露戦争（1904～1905年）で戦勝国となった日本は、ポーツマス条約によって「満州」（中国東北部）におけるロシアの利権を引き継ぎ、次第に中国東北部への支配を広げていった。日露戦争後「満州」への日系企業の進出は、日本人技術者や労働者の需要を急速に高め、それと同時に1932年（昭和7年）より遂行された満州移民事業は日本の国策事業に位置付けられ、満州での日本人移民は急速に増大して

¹¹ 黄英蓮著（2002）『国際労働力移動下における「中国帰国者」二世・三世』修士論文、24頁、表1-5参照。

¹² 1995年8月現在、日本国籍取得者は約1万5千人いるとみられている。（筑波大学社会学研究室編（1996）『中国帰国者二世・三世 - 中国と日本のはざままで』1頁）

¹³ なお、中国帰国者全体の数は約10万人と推計される。（蘭信三編著（2000）『「中国帰国者」の生活世界』行路社、2頁、13頁 1972年から1998年までに帰国した残留孤児と残留婦人は約5千名で、その家族を含めて約2万千名と言われているが、彼らに呼び寄せられた子どもや孫たち等の関係者を含めると約10万人と推計されている。）

¹⁴ （財）豊田市国際交流協会（2001）『平成12（2000）年度豊田市国際化推進事業委託報告書』85頁、ブラジルでは日本語の読み方「デカセギ」がそのままポルトガル語の単語として定着している。また、農村から都市へ農閑期に働きに出る従来の意味での「出稼ぎ」とは異なり、長期的で本国との往復を伴うなど形態が変化していることから、あえて「デカセギ」と使用する。

行ったのである¹⁵。

開拓自興会『満州開拓史』によると、敗戦時点での移民数は、一般開拓団24万2,300人、青少年義勇軍2万2,800人、その他4,900人で総計27万人に達していた。「その他」には農場、開拓女塾、開拓農業実験所などが含まれる。

敗戦の逃避行の混乱の中で親や子どもと生き別れたり、または死別したりして、中国人の家庭に入るなど中国へ残留せざるを得なかった人々が、いわゆる残留孤児、残留婦人等と呼ばれる人たちである。その数は残留婦人約4,000人、残留孤児約2,500人と推計されている¹⁶。これらの人たちは次第に現地住民の生活に同化して残留するようになったのである。

こういう背景の下で生まれた中国残留邦人の帰国に対する国の施策は「あくまでも終戦直後の引揚げ援護施策の延長線上にあり¹⁷」、政府は本人の責任として、家族が処理するという性格の問題であるという位置づけ、取り扱いをしてきた。従って、2世・3世の来日問題は、あくまでも中国帰国者の個人的・家族的問題として受け入れられたのである。

中日国交正常化以前における中国地域からの残留邦人の帰国は、集団引揚げ以後個別による引揚げなど未帰還者の問題として調査業務が進められた。1972年(昭和47年)9月29日中日の国交正常化が大きな転機となり、中国残留邦人の帰国問題は改めてクローズアップされることになった。中国に在留する邦人から北京の日本大使館に、永住帰国や一時帰国を希望する旨の手紙が多数寄せられるようになり、このほかにも、帰国者及び残留者本人の来信により直接日本の留守家族のもとへ帰国希望がもたらされた。中国の周恩来首相は、「中国にいる日本人で中国人の妻や家族となっている人々の里帰りを全面的に支援したい」と中国側の立場を表明した。

日本政府はこのような状況にかんがみ、1973年10月、中国からの一時帰国者及び永住帰国希望者に対する援護を行うことを決定し、厚生省が旅費を負担することとして、帰国の促進に努めることとなった。また、1984年10月、日本弁護士連合会の人権擁護大会において「中国残留邦人の帰国促進に関する決議」が採択された。それによって両国政府を動かすことになり、1985年には両国政府間で協定が成立し、これに関する「口上書」が作成された。その結果、日本政府は残留孤児について、身元未判明であっても国内の肉親による引き受けがなくても、その家族とともに帰国することを引き受けることとし、同年末よりこれらが実行に移された。さらにその後、身元未判明孤児には身元引受人制度、身元判明孤児には特別身元引受人制度¹⁸を発足させ、残留孤児の帰国が促進されるこ

¹⁵ 「関東軍は軍隊により満州の点と線(都市と鉄道沿線)を確保し、その中間地帯(主として農村地帯)を農業移民で埋めようとした。」(高橋泰隆著(1997)『昭和戦前期の農村と満州移民』、吉川弘文館、150頁。)

¹⁶ 厚生省社会援護局編(1997)『援護50年史』ぎょうせい、45~46頁。

¹⁷ 1993年11月23日 朝日新聞の記事による。

¹⁸ 身元判明孤児の永住帰国を促進するため、1988年(平成元年)7月から特別身元引受人制度を発足させた。特別身元引受人制度の役割は身元引受人と同様であるが、相違

ととなった。

しかし、日本政府はこういう動きの中においても、終戦当時満13歳に達していた残留者については、残留孤児と区別して政府の助力による帰国を認めず、肉親などの身元引き受けのある者に対して「未帰還者留守家族援護法」による帰国旅費とわずかばかりの帰還手当てを支給するに止めていた¹⁹。1991年8月9日、日弁連は中国残留婦人の帰国促進などに関する要望書を内閣総理大臣（海部俊樹）に提出した。その要望書の中で、「残留婦人等残留孤児以外の中国残留邦人に対しても、祖国に帰る権利を保障し、残留者自身で国内の親族等協力者を確保できない場合であっても、すべての帰国を希望する残留邦人が速やかに定住帰国及び一時帰国（里帰り）が国費で実現できる対策を立案実施すること」とを要望し、「残留孤児が定住帰国するにあたって同伴する家族について、満20歳以下及び未婚であることを必要とする制限を直ちに撤廃し、この用件のためにすでに同伴帰国が認められずに別離した家族の入国を認め、これを国費で援助すること」を要請した。

（２） 帰国援護対象者の範囲の拡大と二世・三世の帰国

中国残留邦人が永住帰国する場合には、同伴する配偶者や未成年の子などの扶養親族が援護の対象とされていたが、成年の子については、身体等に障害を有する者、在学中の者等を除いては、一般的に自立して生活を営むことができ、中国残留邦人本人には扶養義務がないと考えられることから、原則として援護の対象外とされていた。しかしながら、中国残留邦人が身体等に障害を有し、または高齢である場合には、帰国した後に安定した生活を営むことが極めて困難なため帰国できない状況にある、と考えられることから、1992年（平成4年）度において、身体等に障害を有する中国残留邦人を扶養するために同行する成年の子1世帯を、また、1994年（平成6年）度において、65歳以上の高齢の中国残留邦人を扶養するために同行する成年の子1世帯について、新たに帰国援護の対象とした。さらに、1995年（平成7年）度には、高齢の中国残留邦人の要件を「60歳以上」に、1997年（平成9年）度には、高齢の中国残留邦人の要件を「55歳以上」に引き下げる改正が行われた。

同伴しない成年の子については、1993年（平成5年）12月15日北京において、中国残留日本人の帰国問題に関する中日間の「口上書」が交換され、永住帰国及び一時帰国の問題に関する協議が行われた。その中で、特に注目されるのは、「中国残留邦人本人の扶養しない実子及び当該実子の家族（配偶者及び子）が、永住する目的で訪日する場合にも、出入国関係法令に基づきこれを受け入れる²⁰」ということになったことである。

するのは身元判明孤児の帰国手続きの遂行を肉親に代わって行う点である。1992年（平成3年）度からは中国残留婦人等に対しても当該制度を適用することになる。

¹⁹ 鈴木孝雄「中国残留婦人の帰国等の要望書を執行 - 残留婦人ようやく帰国へ - 」日本弁護士連合会編（1995）『日弁連・弁護士会人権救済申立事例集 - 人権侵害の根絶を目指して - 』明石書店、481～482頁

²⁰ 厚生省社会援護局編（1997）『援護50年史』ぎょうせい、672頁。

1994年(平成6年)4月、日本政府は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」(以下、中国残留邦人等支援法と略す)を公布した。残留邦人等の帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援等を「国の責務」として行うことを規定し、また、第6条では、「国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等及びその親族等が、入管法及びその他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し、または入国することができるよう特別の配慮をするものとする」と明確に規定したのである。

かくして、2世・3世のうち国費帰国援護を受ける者は、20歳以下または身体に障害を有する成年の子と在学中のもので一世と同伴する場合、及び1992年(平成4年)から始まる、身体に障害をもつ1世や高齢の1世を扶養するために同伴する成年の子1世帯、ということになる。自費帰国者の2世・3世とは、中国残留邦人が帰国してから呼び寄せた家族である。

日本の受け入れ政策の対象が、中国残留邦人本人からその配偶者及び二世・三世に拡大され、在留資格としては「日本人の配偶者等」または「定住者」が与えられることとなり、日本への入国及び日本での活動に制限のない在留資格が与えられている

4. 中国帰国者二世・三世の日本における就労実態

2世・3世の中国の出身地としては、農村出身者が多いのであるが、都市出身者もいる。農村で生活に困窮していた人もいれば、企業家、医師、教育関係者もいる。また、彼らの中には、中国では入学することが難しいとされている大学や専門学校を中退して来日した人もいる。彼らは中国で中国国民として生まれ、生活を送ってきた人々であり、年齢は10歳代から50歳代まで幅広く、日本語や日本の生活習慣については基礎的な知識を有しない者が大多数である。2世・3世は親を扶養するために、また家族との結合のために来日しており、来日当初から永住の傾向が高いとされている。しかも日本政府の支援対象とはなっていないため、日本においては就労の比率が高い。インタビューの事例から彼らの日本における就労実態及び問題点を探ることとする。

(1) 事例からみた技能工としての就労

筑波大学の調査によると、就労者のうち技能工、生産工程作業員、単純労働者が全体(101人=100%)の4割以上を占めている。ほかに、資格を必要としないサービス業や販売業、農林業などをあわせると7割を超えている²¹。実際、2世・3世の中で中国語と日本語が堪能で、バイリンガルの言語能力を生かして中国と日本両国関係の仕事に従事したり、中国でもっている職業技術を日本に来て生かしているという、いわゆる成功者と見られる人はごく僅かであり、多くの人々はとりあえず何とか生活できるように就労している

²¹ 筑波大学社会学研究室編(1996)『中国帰国者二世・三世 - 中国と日本のはざままで』165頁のQ14を基に計算。

のである。

今回我々が実施したインタビューの事例でも、製造工場での単純労働、技能工職種が圧倒的に高い割合を占めていることが分かった。とくに90年代以降に来日した人は、とりあえず生計を立てるために自分の希望とはかけ離れて、どんな仕事でもいいからとにかく就労するケースが多い。パートが多く、まれに正社員になったケースもあるが、必ずしも自分の能力を生かした職種とは言えず、むしろ生活の安定を図る上での就労といえる。日本語能力はあまり高くないが、製造業の現場仕事をする上ではそれほど支障がないと思われる。就労経路としては、職安経由より縁故の紹介等が多かった。ボランティアの人たちの話によると、今日本は不景気な状況もあって日本語能力の低い帰国者を受け入れてもらっている会社は、以前からよい信頼関係にある一部の会社だけに限られる、とのことである。日本語能力が帰国者の就労にかなり影響を与えるのは確かである。帰国者の人たちも「日本語の大事さ」や「日本語の難しさ」を訴えており、大きな悩みを抱えている。

事例 1: Rさんのケース(男性、中国国籍、60代)

Rさんは中国籍で、現在永住者の在留資格をもっている。Rさんの奥さんが残留婦人の娘である。3人の子供がいる。1980年代後半に家族全員で日本に来た。Rさんは中国では都市部で安定した職業についていたが、当時中国は「改革・開放」の中心が農村部から都市部に移り、市場経済へ移行し始めた時期であって、都市部において失業者が出はじめたので、将来への不安が大きかった。Rさんは「日本は豊かな国だから、まじめに働けば中国にいた時よりもっといい生活ができる」と妻を説得し、家族で話し合って日本に来ることを決意した。

Rさんは日本に来てまもなく親族の紹介で家の近くの石材店に勤務したが、給料が安く、社会保険に加入してもらってなかったため、2年ほど働いてから、町営住宅への転居に伴い新居の近くの製材工場に転職した。自立指導員の紹介で転職したのである。雇用形態は前職と同じくパートであるが、社会保険に加入してもらっている。週休2日で月あたり20万円ぐらいの給料をもらっているため、夫婦二人の生活を支えることは可能となった。

長男はボランティアの紹介で某県の製材工場で働いている。製材工場には日本人が多く働いているが、仕事上でのコミュニケーションの点では大体問題がない。日本に来てから中国人と見合い結婚をし、現在は二人の子供がいる。永住の在留資格をもっているが、帰化の申請中だという。

次男は友人と中華料理店を営み、自らコックをしている。日本国籍をもっている。中国系のマレーシア人女性と知り合って結婚し、子供が二人いる。

三男は中学生の時日本に来ている。日本の大学を卒業してからボランティアの紹介で就職したが、環境に馴染めず一年で退社し、現在は派遣会社の社員として仕事をしている。将来機会があれば中国語と日本語を活用できる中日間の経済貿易関係の仕事をやってみたいと考えている。

Rさんは定年退職の年齢になっているが、自立指導員が会社の社長と相談して、定年後も継続して働けることになった。賃金は退職前と比べて幾分下がっているが、長年やってきた慣れた仕事なので、雇用延長が許可されたことは本人にとっては大変うれしいことである。会社側はRさんのまじめな勤務態度などから、あまり適用者がいない雇用延長を許可したという。

Rさんは帰国して長い期間が経っていて、仕事の間では日本語を聞くことに慣れており、聞くことはあまり問題ないが、職場で日本語を話す機会はあまりないので、今も日本語を話すことに困難を感じている。Rさん夫婦は成人になった子どもに通訳をしてもらうなど、日本語だけでなく、生活のいろいろな局面で子どもたちに頼っている。そのことから、家族の全員が互いに情報を共有することにつながり、相互に助け合うこととなる。Rさんの家族はボランティアや自立指導員の協力を得ながら着実に定住化しているといえる。

事例2：Aさんのケース（女性、40代、中国国籍）

Aさんは中国の国籍で、永住者として日本に滞在している。中国籍の夫と一人娘は定住者の在留資格をもっている。Aさんの母親が残留婦人である。Aさんの母親は中国に30年以上住んでいたが、自分が日本人であることを忘れず、1970年代末帰国の情報を知ってまもなく日本に帰国したという。

Aさんは1993年に一度母親を訪ねて日本に来たことがあり、翌94年には母親の呼び寄せで日本に来ている。Aさんは日本に来る以前に独学で日本語を勉強しており、今は日本語で普通の会話ができる。1996年には家族を日本に呼び寄せている。Aさんは中国では比較的安楽な生活をしてきた。都市部で安定した職業をもっていたし、夫は高校の事務職をしていたので、家族三人が生活する上では十分であった。しかし、残留婦人である母親がすでに帰国していて、母親の老後の世話の問題が現れており、また、Aさんの子ども世代の強い希望があって、兄弟で相談し日本に来ることを決意した。そしてその背景には中国の改革開放政策の影響でAさんの兄弟たちの経済感覚の意識の変化があったという。

Aさんは7人兄弟である。男4人と女3人である。男兄弟は全員日本にいる。女姉妹中今はAさんだけ日本にいる。姉はしばらく日本に来ていたが、中国に帰り、いつまた来日するかは分からない。妹は結婚してあまり年数が経っておらず、夫が日本に来るのに反対しているので当分の間は日本に来る気はないという。

Aさんの周りには同じ中国からの帰国者はほとんどおらず、兄弟・友人同士で協力しあって生活及び就労情報を得ている。今は食品関係の工場パートとして働いている。一日6時間、週に5日間の勤務である。それほどきつい仕事ではないとのことである。夫は冷凍食品工場パートとして働いている。休日は定期的でなく、残業も多い。二番目の兄と弟はAさんと同じ食品工場働いている。三番目の兄はAさんの夫と一緒に冷凍食品工場働いている。一番上の兄は健康上の問題でしばらく仕事を休んでいる。

Aさんは最初職業安定所で仕事を探すつもりで何度も職業安定所に行ってみたそうだが、なかなか仕事が見つからず、その後職業安定所には行かなくなった。今の仕事は友人の紹介で探した。Aさんの希望とは離れているが、今日本の不景気の状態で転職は難しいと思って、当分の間はこの仕事を続けて生活を維持したいと思っている。Aさんは日本の景気がよくなるのを待って、日本語と中国語を生かす仕事をしてみたいと思っている。

Aさんの一人娘は中学生の時来日し、外国人児童生徒指導員制度を利用して指導員の指導を受け目覚ましい進歩を遂げ、関係者たちを喜ばせた。また、高校を卒業する際には学校の推薦で某私立大学に入学している。周囲には日本人の友人が多く、日本の文化にすっかり馴染んでいるようである。大学を卒業したら就職と同時に専門のフランス語の勉強のためにフランスへの留学も考えている。

Aさん兄弟たちは定住者か永住者の在留資格をもっていて、今は帰化する意向はないという。もっといい仕事が見つかったらいいが、このままだったら働けるときまで働いて、働けなくなったらAさん兄弟世代は中国に帰ろうと思っている。合わせて11人いるAさん兄弟の子ども世代は日本で教育を受けており、就職やアルバイトをしたりして日本の生活にすっかり慣れている。家族の絆を求めて来日し、日本で家族の再結合を果たしたAさんや兄弟たちが将来子供たちを日本に残して中国に帰ることになるかどうかは難しい課題である。

事例3：Kさんのケース（男性、30代、中国国籍）

Kさんは中国の国籍で永住者として日本に滞在している。残留孤児の娘である妻も中国国籍である。Kさんは小さい時から妻の家族を知っており、親戚関係にある。8年前に日本に来ている。現在中華料理店でコックとして働いている。

Kさんの妻は三人兄弟の末っ子である。妻は家族とともに80年代後半に帰国している。中学校から日本の学校に通っているのも、まったく日本人のように日本語を話している。兄弟三人とも中国に行き見合い結婚している。三人兄弟は近所の県営住宅に住んでおり、家族同士ではよく集まるという。

妻の母親は1985年肉親捜しのため日本に一時帰国したが、肉親が判明できず、日本に帰りたい意思をあまりもっていなかったが、夫の強い主張で未判明孤児となったまま、家族全員で帰国している。妻の父親は村の獣医をしていて、農作業は人を雇って行う農村のサラリーマン階層であったが、豊かな日本に対する憧れが強く、日本に行く決心をしたという。

妻の父親は日本に帰国してからガス会社にパートとして働いていたが、リストラの対象となり、今は失業している。定年の年齢に達しているので仕事を探すのは無理だと思い、しばらく休んでいる。妻の母親は帰国してパートの仕事を一時期したが、長く続けられずずっと専業主婦である。日本人との付き合いはあまりなく、家族の中で一番日本語が下手だという。

妻の兄はパートから正社員となって働いている。新聞の求人広告を見て応募したという。姉はパートの仕事をしていたが、妊娠していたため仕事をやめている。姉の夫は友人の紹介で有名な某電気会社にパートとして働いている。中国で大学に通っていたが、それをやめて結婚して日本に来た。

Kさんは最初日本語があまり上手ではなかったが、日本に来てまじめに日本語を勉強し、また日ごろより妻から教えてもらったので、今は日本語が上手に話せるようになったという。中華料理店のオーナーはKさんの料理の腕がよく、まじめでいい青年だと高く評価しているとのことである。Kさんには子どもが二人いて、長男は保育園に通っている。次男はまだ小さいので妻が家で育てている。Kさんの妻は以前靴屋で販売の仕事をしていて、長男が生まれてから仕事はしていなく専業主婦をしている。

Kさんの家の近所には中国人や同じ帰国者仲間が多く住んでおり、普段はよく付き合いをしている。今の仕事は友人の紹介で探していて、困ったことがあったら友人や家族に頼って解決している。Kさんは中国で調理師免許を持っているが、日本に来たばかりのときは日本語が上手に話せなかったため、大きなレストランには就職できなく、小さい店を転々と渡り歩いていた。今の仕事がなくなったらまた友人に頼って探すつもりである。

子どもたちは日本で生まれ育ち、まったく日本人と同様である。中国語は聴いて少し分かる程度で、親が中国語で話しかけても日本語で返してくる。Kさんの妻は日本に帰ってから時間が長く、日本国籍を取得することができるが、親戚がみんな中国にいるので、将来は中国に帰りたいという気持ちが強く、帰化はしたくないという。しかし、家族や兄弟が全員日本にいるし、また子どもが大きくなって日本の教育を受けることになると、中国に帰れなくなるのも問題だと話している。

事例4：Tさんのケース（男性、30代、中国国籍）

Tさんは3年前に日本に来ていて、定住者の在留資格をもっている。Tさんは中学生のころ残留孤児の母親と一緒に日本を訪れたことがある。そのときの日本に対する印象が強くTさんの頭の中に残っていた。Tさんは中国で大学を卒業してから小さな工場の工場長をやっていて、比較的裕福な生活をしていて、しかし、ほかの兄弟が相次いで日本に来ていたので、中国に自分の家族だけが残ることの寂しさを感じたという。また、日本に一時帰国した時の日本に対する印象をなかなか脳裏から消すことができず、長年の住み慣れた土地とみんながうらやましがっている仕事を捨てて、新たな異国での生活を選んだという。つまり、Tさんは中国と日本という両国の文化のギャップや言葉の異なる異国での厳しい生活について、日本に来る以前から受け止める心構えができていたのである。

Tさん5人兄弟である。Tさんの母親は一時帰国していたとき日本人であることが判明しすぐに帰国することができたが、舅の面倒を見る人がいなくてずっと帰国しなかった。1997年になってTさんの母親は長男家族と一緒に帰国した。2年後にTさんは上の姉の家族と一緒に日本に来ている。その一年後Tさんの祖父が亡くなってTさんの父親がも

うひとりの姉と弟の家族と一緒に帰国して、大家族が日本で再結合をしたことになる。

Tさんを除いたほかの兄弟は中国で畑仕事をしていて、1980年代に行われた中国の改革・開放政策によって大勢の農民が都市部に移動して都市部の労働市場に大きな影響を与えたことがあった。しかし、Tさん兄弟はもっと遠い将来に目を向け、つまり、母親が日本人だからいつかは日本に行けるという希望を持ち続けて、中国国内での移動をしなかったという。Tさんの母親の話では、兄弟は特に才能もなく、資金もなかったので都市に行っても何もできないと思って、ずっと農村で生活をし、日本に行けるチャンスを待っていたという。

Tさんの兄は母親と同伴帰国して一緒に住んでいたが、その間職業訓練校に通い、卒業してから職業安定所の紹介で食品関係の工場で仕事をした。週6日間の仕事でしかも夜勤なので給料は低くはない。兄の妻は電器会社で部品の半田付け作業をしている。同じくパートで一日6時間の仕事である。Tさんは来日当初は自立指導員の紹介で兄と同じ仕事をしていて、夜勤の仕事になかなか慣れず、まもなくしてやめている。その後職業訓練校に入って半田付け技術を習った。今は職業訓練校を卒業し、職業安定所で半田付け関連の仕事をみつけたばかりである。Tさんの妻は大学時代の同級生で製図を習ったが、日本に来て言葉もできないし、野菜の包装の仕事をしている。

Tさんの兄弟のうち、下の姉を除いて全員職業訓練校を卒業している。これは、お互いに就職情報などを共有し、もっといい仕事をするために兄弟でよく話し合って決めたことである。それで半田付け作業など技術を身につけて関連の仕事をしている。上の姉の夫はステンレスの半田付け技術を身につけ、ある製作所の正社員に採用されている。

日本では自分の希望によって仕事が選ばれるし、自由に勉強ができ、仕事をする条件が備わっていて、自分さえ頑張ればいろんな夢が叶えられると、Tさんは考えている。日本の生活はとても便利で、将来は日本語を一生懸命に勉強し、安定した仕事を探して日本に永住できるように努力し続けたいと語っている。

事例5：Bさんのケース（女性、50代、日本国籍）

Bさんは残留婦人の娘で、日本国籍をもっている。Bさんは1987年に夫と一人娘の3人で帰国している。Bさんの母親は1975年に日本に一時帰国してからそのまま中国に帰らなかった。そのとき末の娘を連れて日本に帰国した。

Bさんは5人兄弟で、二人の弟と二人の妹がいる。最初に日本に来たのが上の弟で1983年であった。次に下の弟が1985年に、最後の上の妹が1989年に帰国して兄弟全員が日本に帰国している。

Bさんは中国では共働きであった。日本に帰国してまもなく某県の市営住宅に入居し、2ヵ月後市役所の紹介である電子部品会社の組立工場で働くようになった。一年ぐらい働いていたが、自宅から遠かったためやめて、その後新聞の求人折込広告を見て仕事を探し、ここでも約一年間働いた。この二つの会社は社会保険に加入してもらえなかったため、そ

の後製造工場に転職して今まで働いている。パートで給料は高くないが、社会保険に加入してもらっているので安心して働けるという。日本への帰国が比較的早い段階に行われたので、生活上及び仕事上でのコミュニケーションは大体問題なくやっている。日本語は聴いて大体理解できるが、ひらがなやカタカナの入った難しい日本語は読めないのが、現在の職場を変えることは考えていない。現在の会社は10年以上勤務していて、居心地がいいという。普段は土日が休みだが、最近は不景気で金曜日にも休みだったりする。とはいえ、できれば定年の60歳まで働きたいと思っているが、リストラの心配もあり少し不安である。

Bさんの夫は樹脂製品工場に勤務している。帰国直後2ヶ月間は生活保護をもらっていたが、その後解体業で働くようになった。この会社には帰国者が多く、帰国者の知人の紹介で就職した。上の妹の夫も同じ職場で働いていた。日給で6000円程度であった。しかし、職場が自宅から遠く、自転車で通勤する途中事故に遭ったので転職を考えたという。下の妹の夫から職安のことを聞き、求人情報を得て今の会社に転職した。まじめに働いたことを評価してもらって、今は正社員として働いている。会社からは重要な仕事を任されて信頼を得ており、仕事さえあれば65歳までは働きたいと思っている。しかし、やはり不況の影響で残業が少なくなっているという。

ほかの兄弟も近くに住んでおり、求人情報等があったら互いに伝えたりする。大体パートの仕事をしているが、下の妹だけは幼い頃帰国しているので言葉や生活態度が日本人とまったく同じで日本人と結婚している。今は看護婦の仕事をしている。

Bさんの一人娘は中学校から日本で通っていて、高校、看護学校を経て准看護婦資格をもっており、准看護婦として働いている。友達は何人か日本人が多く、結婚相手は日本人でも中国人でもよく、特にこだわらないという。Bさんは日本滞在歴が長く、兄弟同士の協力もあって、生活基盤がしっかりできている。すでに新築住宅をローンで購入しており、その返済のためにまだまだ働きたいと思っている。日本での生活にすっかり慣れており、日本人並みの生活を送っている様子が伺える。

事例6：Sさんのケース（男性、30代、日本国籍）

Sさんは残留孤児2世で、国籍法の特例によって日本国籍を取得している。6年前に家族とともに日本に来ている。Sさんの姉家族はすでに1年前に両親とともに帰国している。中国では都会に住んでいて、みんなそれぞれ安定した仕事をもっていて、お金よりも生活の中身を重視している家庭である。そういう両親がそばにいろいろなアドバイスしてくれているので、Sさんや姉の家族は来日して短い時間だが、一生懸命に頑張っていて、早く日本に適應することができた。

Sさんの母親は1986年に肉親捜しのために日本に来たことがあるが、肉親は現れてこなかった。Sさんの母親は中国で機械作業をしたとき事故で右腕の半分ぐらいをなくしている。これも肉親が名乗ってこない理由の一つかも知れないと当時の関係者は話したと

いう。

中国でSさんの母親は工場のエンジニアとして、父親は高校の教師として勤務していて、かなり安定した家庭であった。それで厚生省から何度も手紙をもらい、帰国するようにといわれたが、日本に来ることは考えていなかったという。しかし、Sさんの父親が定年を迎えることになってから、Sさんと姉の考えも少し変わって日本に行ってみたいという要望をもつようになり、また厚生省から航空券を送ってもらったので、日本に来ることになった。Sさんの母親は日本に来て生活費にも足りない僅かな生活保護をもらいながら苦勞しており、悔しい思いをしている。それでも日本に来た以上は頑張らないといけないと思ってSさん兄弟を支えているという。

Sさんは中国では工場の事務をしていた。来日当初は中国料理店でアルバイトをしていたが、その後日本語学校に入って日本語を勉強し、職業安定所の紹介を受けて今の印刷関係の仕事を見つけている。休日は日曜日だけで、夜勤もあるが、給料はあまり高くない。手取りで17万円くらいである。Sさんは勤続年数が短く、仕事の経験が浅いので文句は言わずにいろいろ勉強しているという。Sさんの妻は友人の紹介で中華料理店でパートとして働いており、月10万程度をもらっている。今後は日本語を一生懸命に勉強してよりよい仕事を探したいと話している。

兄弟とも両親の家の近くの市営住宅に住んでいる。Sさんの姉夫婦は帰国して一年ぐらいは両親と同居していた。その間生活保護をもらいながら日本語学校に通い日本語の勉強をした。最近帰化の申請を提出したが、面接の結果日本語でのコミュニケーションが問題ないため通るだろうと言っている。Sさんの姉の夫は中国で半田付け技術をもっていたが、日本に来てさらに職業訓練校を通い、関連の仕事をしている。姉夫婦は二人とも正社員である。

Sさんはこれで理想とはいえないが、とりあえず生活が安定していてこれから頑張れる意欲がでてきたという。将来日本でいろいろ挑戦するために、日本語をもっと勉強して上手になりたいと思っている。

事例7：Jさんのケース（女性、40代、中国国籍）

Jさんは定住者の在留資格をもっている。日本に来て3年ほど経っている。残留孤児である母は5年前に帰国している。中国では母親と一緒に大都会で小さな商売をやって比較的裕福な生活をしてきた。Jさんの母親は言葉の分からない異国での生活を不安に思い、ずっと日本に来るのを避けてきたが、近年になってJさんの子ども世代が日本に行くことを強く望んでいたため、Jさん兄弟で相談し母親を説得して日本に来ることにした。Jさんの話を借りると、帰国の最後の波に乗って来たという。母親が来てから兄弟全員が相次いで日本に来ている。

Jさんは来日当初は仕事が見つからなかったため、公民館で日本語の勉強をしたが、仕事するようになってからは毎日のように残業があって、日本語を勉強する時間がないとい

う。Jさんと夫は自立指導員の紹介により食品加工工場パートとして働いている。工場には中国からの帰国者が多い。毎日仕事に疲れて大変だが、生きるためには仕方なく、とりあえず働くしかないという。残業はしたくないが、無理やりさせられて嫌な思いをする時もある。中国であまり苦勞をしてなかったJさんにとってみれば、日本での労働は大変なようである。工場の昼勤と夜勤の間には100円の時給の差がある。夜勤で働いている人は意見があっても解雇されるのが怖くて、誰も意見を申し出ることはしなかったが、同じ工場に働いていたJさんの弟はこれをめぐって一人で工場長や社長と話し合い、夜勤の時給はアップしたが、Jさんの弟は結局退職させられたという。

Jさんは、日本は先進的な技術をはじめ法律制度の透明性が高いことなど中国が学ぶべきところがたくさんあると思う反面、日本人との交流においてどのように対処したらいいのか戸惑うときが多いという。Jさんは仕事をする上での中国人に対する差別に怒りを感じており、工場内の不合理なやり方に「反発」しない中国人労働者を軽蔑している。来日してあまり年数が経っていないこともあって、ストレートに意見を言っている。

兄弟とも近くに住んでおり、何か情報があれば共有したりする。日曜日とか祭日になると兄弟でよく集まり賑やかだという。

Jさんの一人息子は中学校に通っており、指導員の指導を受けたりして日本語が徐々にうまくなっているが、将来は日本で暮らすと言っている。Jさんはまだ日本での生活が安定していないので、しばらく出稼ぎに来ているという感じで、いつかは中国に帰ると言っているが、子ども世代は早くも日本の生活に慣れていて、中国には帰らないと言っている。将来がまだ不透明なようだ。

事例8：Mさんのケース（男性、40代、中国国籍）

Mさんは残留孤児二世で永住者の在留資格をもっている。1990年代初期に家族とともに日本に来ている。中国では小さな都市で工会（労働組合）の仕事をしていた。肉体労働ではないので仕事はそんなにきつくなく楽なほうであった。経済的にも貧しくなく、家族3人で生活するには十分であったという。しかし、Mさんは自分が日本人の子どもであることを知ったときから日本に憧れており、日本は豊かな国だから何とかなれるだろうと思って、日本に来ることを決意した。Mさんが来てからほかの兄弟2人も相次いで来日し、今は皆近いところで助け合いながら生活している。

Mさんは中国で労働組合の仕事をしていた関係もあって、明るくやる気のある性格である。日本に来てからもその勢いで頑張っているという印象だった。Mさんは地域の自立指導員の紹介で電子部品工場の機械関係の仕事をしている。パートである。日本語も自立指導員に教えてもらっている。最初は日本語が分からなくて仕事の面で周りの人々にいろいろ迷惑をかけたが、一生懸命に勉強してなんとか言葉の壁を乗り越え、一人前に成長しており、今はみんなに頼りにされている存在であるという。仕事をしている中で技術を身につけ、検査の仕事を任されている。

他の兄弟2人ともMさんに呼び寄せられて来日し、仕事もMさんの紹介で同じ工場働いている。いずれもパートで時給は高くない。Mさんの妻も他の製造会社でパートとして働いている。パートといっても会社側が日本人と同じ待遇をしてくれるので気楽に働いている。給料は高くないが、生活や仕事をする上で差別を感じていないので、地域の日本人との交流にもよく参加しているという。

仕事の情報が多くない地域に住んでいるので、転職は難しいという。普通仕事を探す場合には、地域のボランティアや自立指導員等の支援者たちが、信頼関係にある会社に紹介している。そのため支援者たちに対する感謝の気持ちとして仕事に頑張っているという。職業安定所はあまり利用していない。できれば職安を利用したいと思っているが、日本語が上手に話せないという理由でいろいろ制限されているという。

Mさんは自転車から自動車への通勤になり、日本の生活の便利さを改めて感じるという。生活に慣れていて、仕事も安定できたら日本に永住する方向で考えているという。

(2) 本人の自助努力と限界

今回の聞き取り調査を分析してみると、1980年代後半に日本に帰国している人は、転職を経由して安定した職業に就いている。社会保険に加入してもらうなど生活の中での不安な要素が少ないので、比較的満足いく就労生活を送っている。したがって日本での将来生活を設計することができている。

1980年代後半は日本国内において労働力不足が激しく、企業が労働力を求めている、仕事を見つけることは比較的容易だったといわれている。某企業の社長は、80年代後半は人手が足りなかったため日本人、外国人を問わず同じ条件で募集したけど、90年代になると外国人の募集はあまりしなくなったという。

1990年代バブル崩壊後に日本に入国した2世・3世は、不景気の日本経済の下で外国人労働者の労働市場に巻き込まれ、生き残るために必死に奮闘している様子をうかがうことができる。

今回の調査を見る限り、滞在年数が短くても安定した仕事を手に入れ、本人が満足しているケースもあった。日本語能力はそれほど高くないと思われるが、その代わり本人の懸命な努力によって、たとえば日本語学校や職業訓練校等で自分のレベルアップを果たし、安定した仕事を得られたと思われる。某企業の担当者は、日本語能力だけが採用の基準ではないので、本人の能力や努力次第で満足できる仕事を得られる可能性は十分あるという。

日本語能力が彼らの日本での就労にとって重要であることはいままでの間、そのほかにも就労に重要な影響を与える要素があると思う。その最も基本的なのは、本人のやる気である。帰国者の就労を支援しているボランティアの方は次のようなことを指摘している。「帰国者が働くのに最も必要なものはやる気ですね。言葉でも、技術でもない。その本人が働く気があるかどうかです」。

今回の聞き取り調査の全体を通して特徴的なことは、帰国者が人的ネットワークを利用

して情報を収集し、仕事を見つけていることである。彼らは兄弟、親族、帰国者仲間同士のネットワークを組み、そのネットワークを通じて重要な情報が交換され、また地域のボランティアの人たちの支援を受けながら、日本での就労乃至生活を構築している。しかし、自分の力で、自分の能力を十分に生かして職業安定所等を利用して仕事を見つけたり転職したりするまでには至っていない。本人の努力や能力不足の問題もあろうが、日本の職安行政が彼らの就労問題により積極的に取り組むことが求められる。筑波大学の調査を見ても友人・知人の紹介による就職が最も多く、約4割を占めている。職業安定所を利用している人もたまにはいるが、仕事が見つかるまで時間がかかり、またなかなか見つからないため、十分に活用されていないのが現状である。

5．終わりに

中国帰国者2世・3世の多くは工場労働の単純労働者としてとりあえず就労しており、その点ではニューカマー外国人労働者の日本での就労状況と非常に類似している。2世・3世は日本に来るまで中国国民として生活を送ってきた人々であり、日本語や日本の労働習慣については基礎的な知識も有しない者が大多数であるため、2世・3世に対して帰国者1世と同程度までの援護を行うことは困難であるものの、日本語学習、生活相談、就労斡旋などの支援、日本社会への適応、自立支援には本人及び関係者の相当な年月にわたる努力を要するものと思われる。

子どもが成長して日本の教育を受け、日本の文化に馴染んでいくに従って、親子間のコミュニケーション問題が新たに現れており、また、子どもの教科学習、進路指導など教育問題をはじめ、介護問題など家庭内における様々な問題が次々と現れることが予想される。

現在のところ2世・3世の就労に関しては、行政のしっかりしたサポート体制は構築されておらず、個人に任せており、熱心なボランティア団体など民間組織によるサポートが大きな役割を果たしている。しかし、2世・3世が一家の世帯主として、精神的にも経済的にも帰国者家族の世帯の支えとなる役割が期待されており、また2世・3世の大多数が公的な自立支援措置の対象外とされ、労働市場に身をおく立場にある以上、民間組織や行政を問わず一生懸命に彼らを支えなければならない。もっとも重要なのは、将来に目を向けて帰国者2世・3世が自力で日本社会に生きていけるような対策を講じることだと思われる。

まずは、2世・3世の就労能力について「専門・技術」、「単純労働」など現在の職種に従って認知する必要がある。その上でそれぞれに相応しい職業訓練を受ける機会を与え、2世・3世が日本の労働市場で自由に働ける道を開く。つまり、2世・3世に日本で働く意欲を与えると同時にそれに適切な対応策をとることが重要である。

次に、中国帰国者が家族や親族、友人などのネットワークをよく利用するという特性を重視して、各地方自治体間のネットワークの連携を行って全国的なネットワークを作ることが必要だと思われる。現在、中国帰国者は他のエスニックグループのように集住してい

るのではなく、全国に分散して生活しているため、彼らの就労問題ないし生活問題は表面的には見えにくくなっており、問題視されてこない。これらの問題に関しては各民間団体やボランティアの善意の対応に任されており、きちんとした解決策が見当たらない。

一人一人の個人のかを出し合って、互いに助け合う全国的なネットワークを作って、就労経験などを交流し、就労における慣行を身につけるなど、日本社会に適応できる力をつけなければならない。また支援する側もお互いに支援経験を交流して2世・3世が労働市場で生き抜くために全力を尽くさなければならない。これが長い目を見たとき2世・3世だけではなく、次世代のためにもなると思う。

【参考文献・資料】

- 井口泰著（１９９７）『国際的な人の移動と労働市場 - 経済のグローバル化の影響 - 』日本労働研究機構。
- 蘭信三（２００２）「偽装日系中国人事件」とは何か - 中国帰国者援護政策と入管法の交錯点 - 」 駒井洋編、『国際化の中の移民政策の課題（講座 グローバル化する日本と移民問題）第 期 第一巻』明石書店。
- 蘭信三編著（２０００）『「中国帰国者」の生活世界』行路社。
- 鍛冶致（２００１）「中国残留邦人の形成の受け入れについて - 選別あるいは選抜という視点から - 」梶田孝道（研究代表者）『国際移動の新動向と外国人政策の課題 - 各国における現状と取り組み - 』。
- 黄英蓮著（２００２）『国際労働力移動下における「中国帰国者」二世・三世』一橋大学大学院 修士論文。
- 黄英蓮・依光正哲（２００２）『「中国帰国者」二世・三世の教育に関する現状と課題』 Discussion Paper No. 130、Dec.。
- 厚生省社会援護局編（１９９７）『援護５０年史』ぎょうせい。
- 厚生省社会援護局編（１９８７）『中国残留孤児 - これまでの足跡とこれからの道のり』ぎょうせい。
- 後藤純一著（１９９３）『外国人労働者と日本経済 - マイクロノミクスのすすめ』有斐閣。
- （財）豊田市国際交流協会（２００１）「平成１２（２０００）年度豊田市国際化推進事業委託報告書」。
- 鈴木孝雄（１９９５）「中国残留婦人の帰国等の要望書を執行 - 残留婦人ようやく帰国へ - 」日本弁護士連合会編『日弁連・弁護士会人権救済申立事例集 - 人権侵害の根絶を目指して - 』明石書店。
- 高橋泰隆著（１９９７）『昭和戦前期の農村と満州移民』、吉川弘文館。
- 田嶋淳子著（１９９８）『世界都市・東京のアジア系移住者』学文社。
- 筑波大学社会学研究室編（１９９６）『中国帰国者二世・三世 - 中国と日本のはざままで』。
- 班忠義著（１９９７）『近くて遠い祖国』ゆまに書房。
- 法務省「出入国管理統計年報」。
- 森田桐郎編著（１９９４）『国際労働移動と外国人労働者』同文館。